

災害時の保険証、指定難病医療受給者証が無い時の受診について

NPO 法人 IBD ネットワーク

西日本の7月豪雨のため多くの被災地のIBD患者さんは適切な食事や衛生的なトイレなどがなくきつい状況なのではないかと心配しています。

内服がなかったり体調を崩したりしても、避難先で保険証や指定難病医療受給者証がなく困っている人がいるのではと心配しています。

現在、豪雨災害を受けて8府県の計98市町村に災害救助法の適用が決まっています。市町村が行っている避難所の設置や支援物資供給などの費用を、国と府県が負担するものであり、医療面でも保険証や受給者証がなくても保険医療を受けられます。以下の情報サイトで随時発信されていますので、是非ご活用ください。

最新の災害救助法の適応状況は内閣府のページに up されており

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

ツイッターアカウント

@CAO_BOUSAI

でも現在の状況がわかります。

厚労省のHPでも役に立つ情報が得られます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212416_00001.html

保険証なしで受診するときの概要はこんな感じです。

<https://www.facebook.com/100004170729074/posts/1601267896688886/>

特定疾患を含めた公費負担医療について受給者証がなくても同様です。

http://www.nanbyou.or.jp/upload_files/tuuti_20170712.pdf